

# 商品概要説明書 【貯蓄預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のお客さまのみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の6階層の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただく場合があります。 ※手数料の詳細は「 <a href="#">かわしんの手数料のご案内</a> 」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。 （マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「 <a href="#">金利のご案内（円預金金利）</a> 」をご覧ください。
11. 預金保険の適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

川崎信用金庫

<p>12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。</li> <li>・ 総合口座の当座貸越はご利用できません。</li> </ul>

## 川崎信用金庫